

地域リハビリテーションの推進について

*平成13年3月 兵庫県地域リハビリテーション連携指針を策定

【地域リハビリテーションの目的】

高齢者や障害者が、急性期・回復期・維持期へと移行する全過程を通じて、住み慣れた地域で、状況に応じた適切なリハビリテーションを継続的に受けることができることを目的とする。

- ・平成14年度：全県リハビリテーション支援センターを設置
- ・平成17年度：神戸圏域を除く全圏域に圏域リハビリテーション支援センターを設置
- ・平成18年度：県立西播磨総合リハビリテーションセンターを全県リハビリテーション支援センターの機能の一部を担う施設として位置づけ

<地域リハビリテーション活動支援体制>

